

重要事項説明書

(指定介護予防支援)

あなたに対する指定介護予防支援の開始に当たり、厚生労働省令第38号第4条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 利用事業所

名 称 : 伊豆市土肥地区地域包括支援センター
指定番号 : 2200700025
所 在 地 : 静岡県伊豆市土肥670-2 伊豆市役所土肥支所内
管理者名 : 黒川 正樹
電話番号 : 0558(98)3001
FAX番号 : 0558(98)3002
開設年月日 : 平成20年4月1日

2. 事業の目的と運営の方針

事業の目的 : 社会福祉法人信愛会(以下「事業者」という。)が開設する指定介護予防支援事業所「伊豆市土肥地区地域包括支援センター(以下「事業所」という。)」が行う指定介護予防支援の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定介護予防支援の提供を確保するために、支援の方法と内容、地域、人員及び管理運営に関する事項を定め、当該事業所の介護支援専門員及びその補助者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とします。

運営の方針 : 事業所は、利用者が適切な保健医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいたサービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するものとする。

事業所は、利用者が介護予防の効果を最大限に発揮し、生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の計画を策定するものとする

3. 職員体制

管 理 者 : 1人
介護支援専門員 : 3人以上

4. 営業日及び営業時間

営業日 : 月曜日から金曜日まで
営業時間 : 午前8時30分から午後5時15分まで
営業しない日 : 土曜日・日曜日・祝日・12月29日～翌年1月3日

5. サービスの内容

介護予防支援の内容	内容・標準的な手順
訪問調査（アセスメント）	サービス利用を希望する要支援者等が直面しているニーズや状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立って訪問調査（アセスメント）を実施する。
介護予防サービス計画の作成	要支援認定を受けた要支援者等からの依頼に基づく自立支援のために身体・精神・社会的側面、又は予防的側面から要支援者等の主体性を重視し、総合的な介護予防サービス計画を作成する。 尚、介護予防サービス計画作成にあたっては、利用者から担当介護支援専門員に対して複数の指定介護予防サービス事業所等の紹介を求めることや、介護予防サービス計画作成原案に位置づけた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることを可能とします。
モニタリングの実施	介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる等必要に応じて、介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
連絡、調整、紹介等	サービス担当者会議等を利用し、介護保険給付サービスや一般社会資源を活用し、各事業所との調整に努める。 また利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所へ伝え、入院先医療機関との早期からの連携に努めます。

6. 利用料

介護予防支援に関するサービス利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納、または利用者がまだ要支援認定等を受けていない場合により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をお支払い下さい。事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市町窓口に提出しますと全額払戻しを受けられます。

7. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は以下のとおりとします。

- ① 伊豆市小土肥 ② 伊豆市土肥 ③伊豆市八木沢 ④伊豆市小下田

8. 交通費

利用者の居宅が、当事業所の通常の事業の実施地域以外にある時は、要した走行キロ数当たり40円とし、有料道路利用の場合は別途にその実費を交通費としていただきます。

9. 苦情処理

(1) 苦情申立窓口 【 別添 1 】

(2) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見等をいただいております。利用者は、当事業所への苦情やご意見も第三者委員に相談することもできます。

第三者委員については事業所内に掲示しております。

(3) 苦情処理体制

相談・苦情に対する常設の窓口を設け、事業所に掲示した担当者が当たり、不在の場合でも、必ず引き継ぐ体制とし、担当者は苦情の場合利用者側に直接事情を聞き、苦情内容を確認して、苦情解決責任者に報告します。苦情解決責任者は苦情申し出人との話し合いで、解決並びに再発防止に努めます。苦情申し出人の希望を確認し、必要により第三者委員に仲介依頼するとともに助言を求め、検討結果を報告します。

10. 事故発生時の対応について

指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、事業所は、市町村や家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとします。また、事故を未然に防ぐための方策を講ずるものとします。

11. 損害賠償について

- (1) 事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意、または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償額を減じる場合があります。

(2) 損害賠償保険への加入

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

12. 秘密保持

- (1) 事業所、介護支援専門員及びその他の従業者が、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業所は、事業所の従事者が退職後、在職中に知り得た利用者及び家族等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

- (3) 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、その家族等の個人情報を用いる場合には、該当家族等からの同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

1 3. サービス利用にあたっての禁止行為について

- (1) 介護支援専門員及び事業者の職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に介護支援専門員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること。

1 4. 虐待防止のための措置について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために、委員会の設置、指針の整備、従事者に対する虐待防止のための研修や訓練を定期的の実施し、必要な措置が適切に実施するための担当者を配置するなどを講じます。

1 5. 感染症が発生し、又はまん延しないための措置について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないために、委員会の設置、指針の整備、従事者に対する感染症に関する研修や訓練を定期的の実施し、適切に実施するための必要な措置を講じます。

1 6. 事業継続計画の策定について

事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため「感染症に係る事業継続計画」「災害に係る事業継続計画」を策定すると共に、計画に従い、職員に対して研修や訓練等必要な措置を講じます。

当事業所は、利用者に対する指定介護予防支援サービスの開始に当たり、利用者ならびに利用者の家族に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

氏名 _____ 印 _____

【 別 添 1 】

(1) 苦情申立窓口

利用者相談窓口 : 受付担当者 鈴木 千文
電話 0558-98-3001

苦情解決責任者 : 特別養護老人ホーム 土肥ホーム 施設長 福室 悦子
住所 伊豆市小土肥787-2
電話 0558-98-2900

伊豆市役所 健康長寿課 介護保険スタッフ
: 伊豆市小立野38-2
電話 0558-74-0150
受付時間 月曜日から金曜日 (午前8時30分～午後5時15分)

静岡県国民健康保険団体連合会
: 静岡市葵区春日2丁目4-34
電話 054-253-5590
受付時間 月曜日から金曜日 (午前9時～午後5時)

静岡県福祉サービス運営適正化委員会
: 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内
電話 054-653-0840
受付時間 月曜日から金曜日 (午前9時～午後5時)